

# 特別な配慮を必要とする 乳幼児への指導・支援の充実について

## 1. 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の提供に関する課題

- 現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「3要領・指針」という。）では、障害のある乳幼児への対応に関して、一人一人の障害の状態等を踏まえた個別的な支援について記載されているところ。
- 令和6年に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたところであり、「合理的配慮」の提供への理解については、その浸透を進めている途上である。 **補足イメージ①**
- また、各幼児教育施設の「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」が異なることとなるため、「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実は欠かせないが、幼児教育施設ごとの「基礎的環境整備」にはばらつきが大きい。
- なお、合理的配慮の提供に当たっては、配慮を受ける乳幼児が、周囲から「特別扱い」をされていると否定的に捉えられる場合があることも指摘されており、心理的な安全性を確保する集団づくりが併せて必要であることに留意が必要。

## 2. 園内体制の課題

- 園全体の特別支援教育の体制を充実させ、計画的・組織的に取り組むことが重要であるが、園内組織や特別支援教育コーディネーター※等の体制整備、特別支援学校等の関係機関に対する専門的な助言・援助の要請、個別の支援計画や指導計画の作成については、十分に対応できているとは言い難い状況である。

※特別支援教育コーディネーター：幼稚園や幼保連携型認定こども園の園内委員会において中心的役割を果たすと共に、外部の専門家や関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う。

(参考)

中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年報告及び「障害のある子供の教育支援の手引」より

### 合理的配慮の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、  
「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

### 合理的配慮の決定方法・提供

- 合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。  
その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会等の助言等により、その解決を図ることが望ましい。
- 合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものである。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。



# 障害のある乳幼児への指導・支援の充実に向けた論点（案）

## 1. 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の提供に関する方向性

- 文部科学省・厚生労働省・内閣府（現在の担当はこども家庭庁）においては、令和5年3月に、合理的配慮の提供も含め、障害のある乳幼児等への指導に当たっての基本的な考え方や具体的な事例を解説した資料「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」**参考資料①**を作成したところ。また、様々な研修動画等 **参考資料②** を作成・HPに掲載している。各自治体・幼児教育施設が、研修で活用したり指導の充実の参考にしたりしやすくなるよう、一覧性のある分かりやすい情報提供・周知を図るべきではないか。
- 今後、本資料・研修動画等も参考に、各幼児教育施設が障害のある乳幼児への指導の充実を図るに当たっては、「基礎的環境整備」の充実を促していくこと、また、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう、3要領・指針等において明示していくことが必要ではないか。
- その際、次のことに留意すべきではないか。
  - ✓ 指導内容や指導方法の工夫に加えて、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行うこと。
  - ✓ 幼児教育施設と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、以下のような点を含め、合理的配慮の提供を進めるための考え方を分かりやすく示していくこと。
    - 過重な負担の基本的な考え方（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、施設規模や自治体の財政規模、といった観点）
    - I C T等のデジタル環境 **資料1**のP2を含む基礎的環境整備との関係など

「基礎的環境整備」には、施設・設備の整備や人的支援等のハード面だけでなく、ソフト面の環境整備も含まれることから、幼児教育施設における「基礎的環境整備」の充実には、以下のような幼児教育の基本を大切にしているか、といった視点が重要。

- ✦ **一人一人の発達特性（その子らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その特性やその子が抱えている発達の課題※に応じた指導をすることは、幼児教育の基本**  
※発達の課題…その時期の多くの幼児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではなく、一人一人の発達の姿を見つめることにより見出されるそれぞれの課題。
- ✦ **集団の生活の中で、互いに影響し合うことを通して一人一人の発達が促されていくことから、障害のあるなしではなく、一人一人の発達の特性を生かした集団を作り出すことが大切**
- ✦ **一人一人の興味・関心、思いや願いを大切に遊びが展開されるよう援助していくことが重要**

多様性の包摂につながる

## 2. 園内体制の充実に関する方向性

- 園が有する幼児教育の専門性と地域の機関が有する障害等の専門性が相まって、一人一人の実態に応じた指導の充実が図られるよう、幼児教育センターによる支援や特別支援学校のセンター的機能の活用、児童発達支援センターを始めとする、医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携を一層促進すべきではないか。
- こうした地域の関係機関との連携促進を図りながら、いずれの施設類型の幼児教育施設においても、障害のある乳幼児に対する個別の支援計画や指導計画 **補足イメージ②** の作成や活用を一層推進するとともに、個別の支援計画に「合理的配慮」の内容を記載することにより、園内での共通理解と小学校への引継ぎを図ることが必要ではないか。

# 幼児教育施設における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

## 障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（自治体、公立の幼児教育施設等）や事業者（私立の幼児教育施設等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、幼児教育施設の現場において対応が求められている。

### 不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。  
（第7条第1項、第8条第1項）

### 合理的配慮の提供とは

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。  
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（自治体、公立の幼児教育施設等）や事業者（私立の幼児教育施設等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。

Aさんの  
ための  
合理的配慮

車いす利用  
の補助

Bさんのための  
合理的配慮

塗り絵の輪郭を  
太くする援助

Cさんの  
ための  
合理的配慮

みんなで話を聞く  
ときには、  
先生の近くに座る

## 基礎的環境整備（第5条）

施設や設備のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上 等

## 〈目次〉

### 第1章 幼児教育の基本

1. 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育
2. 幼児期の特性と幼児教育

### 第2章 園における障害のある幼児などへの指導

### 第3章 障害のある幼児などへの指導における基本的な考え方

1. 障害のある幼児などの遊びや生活を支える合理的配慮
2. 合理的配慮を含む必要な支援を考えるために必要なアセスメント
3. 先生の基本的な姿勢
4. 障害の有無にかかわらず一人一人のよさを生かすクラス経営
5. 保護者との信頼関係を基盤とした子育ての支援

### 第4章 障害に関する基本的な理解と障害のある幼児などの困難さに応じた支援の手立ての考え方

1. 障害のある幼児などの困難さに応じつつ全体的な発達を促す支援の在り方
2. 視覚障害に関する基本的な理解と支援の手立て
3. 聴覚障害に関する基本的な理解と支援の手立て
4. 知的障害に関する基本的な理解と支援の手立て
5. 肢体不自由に関する基本的な理解と支援の手立て
6. 病弱・身体虚弱に関する基本的な理解と支援の手立て
7. 言語障害に関する基本的な理解と支援の手立て
8. 情緒障害に関する基本的な理解と支援の手立て
9. 自閉症などに関する基本的な理解と支援の手立て
10. 学習障害に関する基本的な理解と支援の手立て
11. 注意欠陥多動性障害に関する基本的な理解と支援の手立て

### 第5章 教育支援の体制整備

1. 体制整備の必要性
2. 個別の教育支援計画と個別の指導計画
3. 先生の理解推進と専門性の向上
4. 専門家を活用した園運営
5. 専門機関との連携
6. 保護者との連携
7. 小学校への円滑な接続

### 第6章 園における障害のある幼児などの支援の実際（実践事例）

※合理的配慮は、一人一人の障害の状態等や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、障害のある幼児などの興味や関心、遊びや生活の上での困難、健康状態等の実態把握を丁寧に行い、個別に決定・提供することが求められます。この点で、**〇〇障害には〇〇がよいといった、一律の合理的配慮を安易に検討・提供することは避けるべき**です。しかし、障害特性に応じて抱えることが多いと考えられる遊びや生活の上での困難さを知ることは、支援の内容を検討するときに参考となります。類似した困難さに対しては、類似した支援の内容が有効な可能性があります。このため、本資料では、第4章において、障害に関する基本的な理解と支援の手立ての詳細を記載しています。

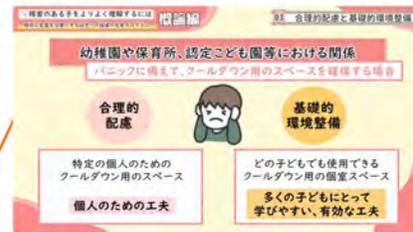
## 研修動画の例

### 3. 研修の内容について

本研修は、動画教材を視聴していただいて受講するものです。  
動画教材は、「概論編」と「実践編」の2巻の動画教材で構成されています。

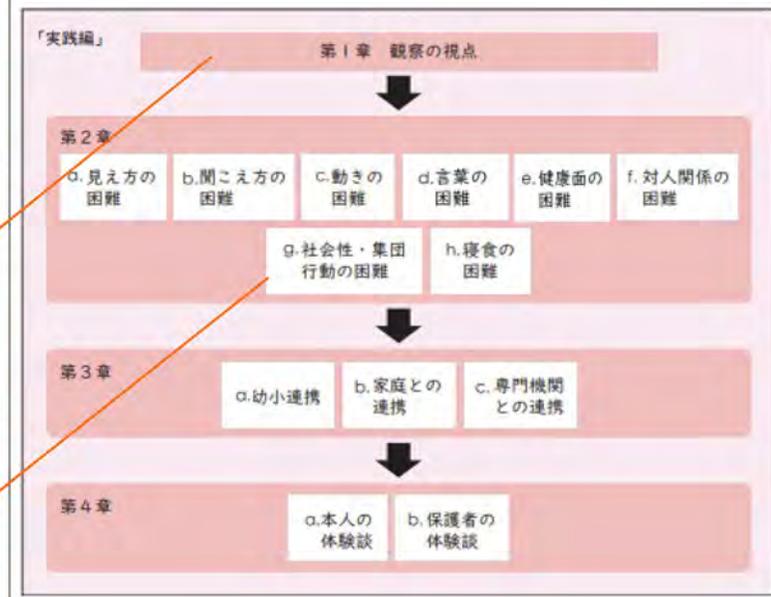
◆「障害のある子をよりよく理解するには  
～特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム 概論編～」

巻	章	内容	時間
概論編	第1章	導入	1分
	このようにお子さんはいませんか？	このようにお子さんはいませんか？	5分
		障害とは	障害とは～人が物事を理解し、行動するまでの流れ～
	障害とは	a. 視覚障害	3分
		b. 聴覚障害	3分
		c. 肢体不自由	5分
		d. 言語障害	4分
		e. 病弱・身体虚弱	5分
		f. 知的障害	14分
		g. 発達障害	5分
		h. 重複障害	5分
	第3章	合理的配慮と基礎的環境整備	13分
	第4章	長所活用型指導	2分



◆「さまざまな障害に応じた適切な支援とは  
～特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム 実践編～」

巻	章	内容	時間
下巻 実践編	第1章	観察の視点	5分
	第2章 それぞれの困難に応じた支援	a. 見え方の困難	5分
		b. 聞こえ方の困難	5分
		c. 動きの困難	5分
		d. 言葉の困難	5分
		e. 健康面の困難	5分
		f. 対人関係の困難	5分
		g. 社会性・集団行動の困難	5分
		h. 寝食の困難	5分
	第3章	他機関との連携	8分
	第4章 当事者のことば	a. 幼小連携	10分
		b. 家庭との連携	7分
	第4章 当事者のことば	a. 本人の体験談	10分
b. 保護者の体験談		13分	



# 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実 ～ワークを中心にして学び合い・深め合う園内研修教材～

文部科学省委託事業  
(保育教諭養成課程研究会)

## ● 基礎理論 ワーク一覧 ●

### 1. その子への理解を深めよう

【ワーク1】 その子から考える (個別3分、話し合い7分)

(4) 幼児教育で大切にされている考え方

【ワーク2】 🌸 印象に残った場面から考える (個別3分、話し合い7分)

(5) 幼児教育の専門性

【ワーク3】 🌸 いざこざ場面から考える (個別3分、話し合い7分)

(6) 幼稚園等でのアセスメントについて考えよう

【ワーク4】 🌸 気になる子供のことを第三者に伝えるとき (個別3分、話し合い7分)

(7) 全ての幼児が一人の人間として生きる幼児教育

【ワーク5】 🌸 子供の姿を児童の権利から考える (個別に各ワーク5分ずつ)

### 2. 学級の中でのその子を考えてみよう

(1) 互いのよさに気付き共に育つ仲間として

【ワーク6】 🌸 学級の子供のことを考える (個別10分、話し合い15分)

(3) 幼稚園教育要領等と教育課程について語り合おう

【ワーク7】 🌸 自園の教育課程等の魅力を見付けよう (個別3分、話し合い7分)

### 3. これからの社会に向けて

(1) 障害の社会モデル

【ワーク8】 園にある社会的障壁について考える (個別5分、話し合い10分)

(2) 「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」

【ワーク9】 事例から考える (個別5分、話し合い10分)

(3) 基礎的環境整備

【ワーク10】 自園の基礎的環境整備の状況 (話し合い5分、個別5分、話し合い10分)

【ワーク8】 園にある社会的障壁について考える (個別5分、話し合い10分)  
皆さんの幼稚園等に申いすを使っている子供が入園してきたとしたら「社会的障壁」がありますか。各自で書き出しましょう。その後で、書き出した解説を踏まえて話し合いましょう。

「社会的障壁」について (個別)

話し合った内容など

以上で書き出した「社会的障壁」に対して、どのような対策が自分で書き出しましょう。その後で、書き出した内容を共有しながら、

対策について (個別)

話し合った内容など

同じように、自閉症の特性のある子供が入園してきたとしたら、どのような「社会的障壁」があり、どのような対策が考えられるでしょうか。あるいは、視覚障害のある子供が入園してきたらどうでしょうか。申いすの例のようにワークをしてみましょう。

自閉症の特性については、「本章1 (3) 発達障害の特性の理解」を参照しましょう。

## ● 組織体制 ワーク一覧 ●

### 1. 園内組織体制について

(1) 園の教育理念に沿った特別支援教育

【ワーク1】 自園の現状について確認しよう (個別3分、話し合い10分)

(2) 園内組織体制

【ワーク2】 自園の課題について考えよう (個別5分、話し合い15分)

### 2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・支援体制を考えよう

(1) 自園の実態と課題－在園児と職員構成－

【ワーク3】 園の課題を整理し、必要な研修を考えよう (個別10分、話し合い30分)

(2) 特別支援教育に関する年間計画の作成

【ワーク4】 ワーク3を活用して年間計画を作成してみよう (話し合い40分)

(3) 「特別支援教育コーディネーター」の役割と自園での活用

【ワーク5】 🌸 特別支援教育コーディネーターの役割を考えよう (個別5分、話し合い10分)

【ワーク6】 🌸 情報交換の工夫を考えよう (個別5分、話し合い10分)

(4) 「園内委員会」の実施のポイント

【ワーク7】 🌸 事例をもとに模擬的に園内委員会をやってみよう (個別10分、話し合い15分)

【ワーク8】 園内委員会を有効にするための留意点や工夫を考えよう (話し合い15分)

(5) 関係機関との連携

【ワーク9】 🌸 関係機関と連携する手順・留意点を考えよう (個別5分、話し合い15分)

【ワーク10】 🌸 地域の関係機関を知り、その働きや連携について考えよう (個別5分、話し合い10分)

(6) 小学校等との連携

【ワーク11】 🌸 子供の育ちを小学校にどのように伝えるか考えよう (個別15分、話し合い20分)

NISE 講義配信は...

## インターネットによる講義配信

# NISE 学びラボ

～ 特別支援教育eラーニング ～

いつでもどこでも特別支援教育について無料で学ぶことができます

スマートフォンやタブレット端末にも対応

●多様な利用環境で視聴することができます  
パソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットに接続することで、いつでも、どこでも無料で視聴できます。

●教職員等の主体的な学びを支援します  
約170の講義コンテンツや、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムから、ご自身のニーズに応じた学習ができます。また、受講状況や視聴履歴も確認できます。

●団体利用によりオリジナルの研修プログラムが設定できます  
教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

URL : [https://www.nise.go.jp/nc/training\\_seminar/online](https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online)

NISE 学びラボ

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
NISE National Institute of Special Needs Education

NISE学びラボ コンテンツ一覧(令和6年4月1日現在)

※講義資料の体裁を整える作業(レイアウト修正、NISEロゴの挿入、講義資料作成年月の挿入等)を行っております。  
講義内容に変更がない場合には、更新のお知らせはいたしませんのでご了承ください。(差し替えの予定:令和4年7月末～随時)

No.	分類	コース	コンテンツ名	視聴時間	理解度 チェック テスト
1	特別支援教育全般	インクルーシブ教育システム関連	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	30分09秒	○
2			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(1) 障害児教育の歴史	29分27秒	○
3			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方	24分37秒	○
4			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(3) 学習指導要領と教育課程	20分29秒	○
5			特別支援教育におけるICFの活用	16分02秒	○
6			特別支援教育における教材・教員の活用	15分13秒	○
7			特別支援教育におけるICTの活用	22分57秒	○
8			特別支援教育におけるカウンセリング技法	15分32秒	○
9			インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習	29分52秒	○
10			個別的教育支援計画と個別の指導計画①:学習指導要領上の位置付けと役割	17分03秒	○
11			個別的教育支援計画と個別の指導計画②:作成と活用	20分42秒	○
12			自立活動の指導-指導計画の作成-	22分04秒	○
13			インクルーシブ教育システムの構築	30分32秒	○
14			インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修	27分14秒	○
15			特別支援学校の地域におけるセンター的機能①-センター的機能の考え方と内容-	12分53秒	○
16			特別支援学校の地域におけるセンター的機能②-センター的機能が有効に発揮されるために-	08分18秒	○
17			障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援	42分21秒	○
18			合理的配慮と基礎的環境整備	40分02秒	○
19			特別支援教育の視点を生かした学校経営	38分20秒	○
20			障害のある児童生徒における学習評価	10分25秒	○
21			通常の学級における個々の子供への指導や支援	20分55秒	○
22			活用してみようインクルCOMPASS-画・学校でのインクルーシブ教育システム構築の充実に向けて-	18分52秒	○
23			活用してみようインクルDB-子供一人一人に応じた合理的配慮を検討するために-	20分47秒	○
24			多様な学びの場(1)特別支援学校の教育	41分18秒	○
25			多様な学びの場(2)小学校・中学校等①	21分58秒	○
26			多様な学びの場(2)小学校・中学校等②	20分49秒	○
27			「通級による指導」の成立とその意義	32分36秒	○
28			通級による指導を担当する皆さんへ「初めて通級による指導を担当する教諭のためのガイド」の活用について	27分01秒	○
29			幼児期における特別支援教育の考え方	32分03秒	○
30			幼児期の具体的な関わり方の実態	25分07秒	○
31	幼児期の関係機関との連携	19分54秒	○		
32	幼児期の子どもをもつ保護者とのかわり	22分19秒	○		
33	幼児期の個別の指導計画の作成と活用	20分30秒	○		
34	高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備	28分00秒	○		
35	高等学校における校内支援体制づくり(1)	23分12秒	○		
36	高等学校における校内支援体制づくり(2)	25分41秒	○		
37	高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導	29分43秒	○		
38	高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方	26分20秒	○		
39	高等学校段階(豊島区)における障害のある生徒の心理と自己理解	34分57秒	○		
40	小学校・中学校管理職のための特別支援学級における教育課程編成	39分45秒	○		
41	特別支援教育コーディネーター-役割と活動を中心に-	26分50秒	○		
42	教育と福祉・医療等との連携	31分18秒	○		
43	医学的理解-行動上の問題-でんかん-	27分56秒	○		
44	小・中学校に在籍する健康面への配慮が必要な児童・生徒の理解	23分19秒	○		
45	発症期、幼生期及び児童期における障害	45分38秒	○		
46	中核症状系における障害	37分28秒	○		
47	主な検査の種類と方法及び留意事項-発達検査法と知能検査法-	21分06秒	○		
48	検査の意義とアセスメント-アセスメントの目的と意義-	23分38秒	○		
49	視覚検査法	17分38秒	○		
50	聴覚検査法	19分43秒	○		
51	視覚障害の特性と教育課程	34分07秒	○		
52	視覚障害教育における教科等の指導とキャリア教育・職業教育	38分19秒	○		
53	視覚障害教育における情報機器等の活用	16分28秒	○		
54	視覚障害教育における自立活動の指導	24分15秒	○		
55	視覚に障害のある子どもにおける聴覚活用	19分03秒	○		
56	視覚障害教育における教科指導法-国語の指導-	29分24秒	○		
57	視覚障害児の認知と指導	34分51秒	○		
58	視覚学級における指導と学習支援	29分47秒	○		
59	視覚用視覚補助具概論-視覚レンズの選定と指導-	33分06秒	○		
60	きこえのしくみと検査-聴覚検査	28分13秒	○		
61	聴覚障害児のコミュニケーション	28分41秒	○		
62	聴覚障害児への教育的支援	30分30秒	○		
63	聴覚障害教育概論	37分20秒	○		
64	聴覚障害児幼児の療育と指導	29分27秒	○		
65	手話の活用	31分43秒	○		
66	聴覚機能の理解と指導	18分05秒	○		
67	特別支援学校(聴覚障害)における通級指導・職業教育-キャリア教育の充実-	22分11秒	○		
68	聴覚障害児の自己理解と教育	31分09秒	○		

県の参考様式に基づいて、たかちゃんの「個別の指導計画」を作成してみました。Step1 から Step4 は、別紙【記入例1】の「実態」欄から「評価」欄にそれぞれ対応しています。各欄の様子は様々だと思いますが、「個別の指導計画」作成に関する基本的な流れを示しましたので適宜読み替えて御活用ください。

### Step 1 子どもをまるごと捉える

診断名、一般的な障害特性などだけで子どもを捉えようとすると、子どもの一面しか見えてきません。その子らしいいろいろな角度から見て、まるごと捉えていきます。

#### ①エピソードを集める

様々な場面で、「最近変わってきたな」「どうしてこんなことするのかな」などと感じたエピソードを記録しておきましょう。例えば下のような表を作成することも考えられます。

	保育室	保育室以外
一時的な活動	体を動かす活動は、保育者の声援によって参加するが、途中でやめたり、また参加したりする。	運動会のリレーの練習で、わざと転んで、その転ぶ感覚を楽しんでいる。
自由遊び	人形遊びが好きで、ブロックで家を作り、自分なりにイメージをわかせて遊ぶ。	友達が追いかけてこると、近くで同じようにやってみる。
生活場面	朝の発分で、自分から身支度をしたり、しなかったりする。	ランチルームで、食事が終わると歩き回る。お気に入りのいすに座って匂いを嗅いでいる。

周囲の状況が変わると、子どもは、いろいろな姿を見せるのね。

#### ②子どもの思いを推し量る

子どもの姿について「どうしてこうするのだろう?」と問い直し、その姿を生み出す子どもの思いを推し量ります。その際、子どもの姿を肯定的に見ると、興味・関心や伸びようとしていることが見えてきます。

**たかちゃんのエピソード**  
ランチルームで、食事が終わると歩き回る。

ぞうか/やることなくって次にやることを探していたんだ/自分から楽しさを発現して活動したいという思いがあるのね。

#### ③観点を整理する

様式上に観点がある場合は、その観点に従って整理します。特に観点が示されていない場合、自分なりの観点をもつとよいでしょう。

(観點例) ※参考までに別紙【記入例1】上に示してみました。

- ・お気に入りの遊びや遊び方は? → **A**
- ・人との関わりは? → **B**
- ・生活の仕方は? → **C**

### Step 2 育てていく方向性を見出す

何かをできるようにさせるのではなく、発達を見通し、今、その子にとって必要な経験を考えます。将来、友達と一緒に遊ぶようになるために、今は「一人でじっくり遊ぶ」というねらいを立てることもあります。

#### ①発達を見通して、必要な経験を考える

園の教育課程や全体的な計画に照らし合わせて、発達の見通しをもちながら、今、どのような経験をするのが大切なかを考えましょう。

**たかちゃんのエピソード**  
・人形遊びをしているときは自分の世界に浸っている。  
・友達が使っているものを取り、楽しそうに遊んでいる。

#### たかちゃんに育ててきているものは?

好きな遊びを思う存分楽しみ、満足感を得ていることが情緒の安定につながっているみたい。あと、友達のしていることも見えてきているわ。

#### 今、必要な経験は?

友達と一緒に遊ぶとき、自分の思いをもって遊ぶことは大切なことだから、たかちゃんのやりたい遊びは大切にしよう!そして、友達のしていることが意識の中に入ってきたのなら、友達と共にいる心地よさを感じさせてあげたいな。

#### ②おらいを立てる

5領域のねらいを視点にします。経験してほしいことは、たくさんあると思いますが、その中で中心的なものを3つ程度に絞ると日々の保育で重きを置きやすく、保育者間で共有しやすくなります。

友達と直接関わりたいことをねらいにするのは、まだ早いかな。やりたいことははっきりしてきたことだし、今は、やりたいことを十分に楽しみながら友達の中に入ることが大切かな。

#### (よく使われる「ねらい」の文末表現)

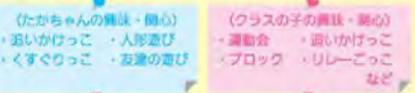
～で遊ぶ	～を楽しむ	～を味わう
～をしよとする	～をしてみる	～を感じる
～に親しむ	～する楽しみを感じる	～の楽しさを味わう

### Step 3 具体的な指導方法を考える

子どもが興味・関心に基づき自発的に遊ぶことは、それ自体が目的であり、幼児期特有の学習です。また、幼児期は障害の有無にかかわらず諸能力が相互に関連し合い、総合的に発達していきます。そのことを念頭に置いて、ねらいに向かって、その子の周りの状況をどのように整えればよいか考えます。

#### ①一人一人の興味・関心を調べる

園は集団で学ぶ場です。対象の子どもだけではなく一人一人の興味・関心を探り、ねらいに向かって保育の方針を考えます。



たかちゃんのやりたいことの中で環境として設定しておくものはどれだろうか? 友達の接点が生まれそうな遊びはなんだろうか?

#### ②環境の構成や保育者の援助を考える

もの、人など、どういう状況をつくるのが教育的価値があるのか、また保育者のどのような働きかけが教育的効果があるのかを考えます。

環境の構成	保育者の援助
・たかちゃんのお気に入りのものは複数準備し、興味をもった子が同じものを使うようにしておく。	・たかちゃんと言葉や身振りでやりとりをしながら、周りの友達も巻き込んでいく。
・たかちゃんが落ち着ける場を友達しているところを見える場所につくっておく。	・たかちゃんが友達と関わっているときは遠くから見守る。
など	など

#### このようなことありませんか?

みんなと同じように折り紙をさせてあげたくて、となりにピッタリくっついて、手伝いながらやらせてあげちゃう...

みんなと同じことをさせるよりも、たかちゃんが、自分からやりたいと思ってやるのが大切だと思うわ。たかちゃんの思いを大切にしながら友達とつないでいたら、友達の真似をしたくて、自分から折り紙に挑戦し始めたのよ。

### Step 4 子どもの育ちと指導を振り返る

幼児教育における評価は、一定の基準を設け、達成度を図る評価ではありません。子どもの姿の変容を捉え、何が育ったのか、なぜ育ったのかを考えます。

#### ①変容した姿を捉える

「できるようになったこと」だけではなく、子どもの姿がどのように変容したのかを捉えてみましょう。

あら? 前より友達へのスキンシップが過剰になってしまったわ。

#### ②何が育ったのかを考える

姿の変容だけを見ると、後戻りしてしまったように見えることもあるかもしれません。しかし、子どもの内面に目を向けると子どもの育ちが見えてきます。

友達と直接関わりたいという思いが強くなってきているのよね。スキンシップの変化は、その表れかな。

#### ③指導を振り返る

環境の構成や保育者の援助を振り返り、どのような状況がその子の姿を生み出したのかを考えてみましょう。

環境の構成	保育者の援助
・遊具を保育室の一番奥から廊下側に置いて、たかちゃんが自分の意思で自由に入ることができるようにしたこと。	・たかちゃんが思うままに行動することを尊重したこと、意思がはっきりしてきたこと。
・お気に入りの場を友達の様子が見えるところに設定したので、クラス全体の雰囲気を感じられるようになったこと。	・たかちゃんが友達と関わっているときは近くにいかないうちにしたので、たかちゃんなりの方法で友達とつながれるようになったこと。

#### ④今後の指導の方向性を決める

教育課程や全体的な計画に照らし合わせながら、今後どのような方向に育てていくか決めましょう。

今後はたかちゃんの興味のある遊びに、周囲の子を誘ってみようかな。友達との接点を意図的につくり、適度な関わりが生まれるように環境を工夫していきたいな。

【出典】幼児期の「個別の指導計画」を作ろう(パンフレット)

### 幼児期

#### 令和〇〇年度 個別の教育支援計画 〔個別の指導計画〕

令和〇〇年〇月〇〇日記入

ふりがな氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	性別	〇	クラス(年齢)		うめ組(4歳児)		記入者(所属)	〇〇 〇〇	(担任)
--------	--------------------	----	---	---------	--	----------	--	---------	-------	------

(9月1日～12月21日)

実態	ねらい	環境の構成と援助	評価
<p><b>A</b></p> <p>〇気に入った場所での遊びを繰り返すなど、やりたいことがはっきりしてきている。</p> <p>〇周りの子が使っているものに興味をもつようになり、ものの取り合いなどのトラブルが目立ってきた。</p>	<p>〇自分のやりたいことを十分に楽しみながら、友達の中にいる。</p>	<p>〇複数の同じものを用意し、一人での遊びを見守りながら、周りの子どもとの関わりが生まれるようにする。</p>	<p>〇興味があるものを通して、同じ場で遊ぶ子のしていることや表情に目が向くようになってきた。</p>
<p><b>B</b></p> <p>〇「やった」「参ってない」の言葉のやりとりで、すぐり遊びを楽しむなど、保育者との簡単なやりとり遊びに楽しさを感じている。</p>	<p>〇遊びや生活の中で、保育者とのやりとりを楽しむ。</p>	<p>〇興味のある質問を遊びと生活の中に取り入れ、言葉以外のやりとりも織り交ぜる。</p>	<p>〇スキンシップも交えたやりとりに楽しさを感じ、自分から言葉で保育者を誘ってることが増えた。</p>
<p><b>C</b></p> <p>〇全体が次の活動になったタイミングで保育者が言葉かけをすることで動き出せることが多く、クラスの子の動きを見て活動の変化が分かるようになってきている。</p>	<p>〇全体の状況や雰囲気を感じながら、自分なりに考えて行動しようとする。</p>	<p>〇一人で遊びたがるお気に入りの場所から集団の様子がよく見えるようにする。</p> <p>〇興味のある活動を探り、それを全体の活動に取り入れる。</p>	<p>〇全体の活動を見ながら気持ちを切り替える時間があることで、安心して自分なりのペースで、興味のある活動に自分から参加するようになってきた。</p>

診断名等	・自閉症の診断 (〇〇病院・令和〇年〇月)
------	-----------------------

合理的配慮	教育内容・方法	・特になし
	支援体制	・定期通所している〇〇〇園と学期に1回ケース会議をもつ。 ・災害時の避難の際は、必ず保育者1名がそばにつくようにする。
	施設・設備	・クールダウン時の場所を〇〇室にし、基本的に空けておく。

上記計画について確認しました。

令和〇〇年〇月〇〇日 保護者名 ( 〇〇 〇〇 )

#### 令和〇〇年度 個別の教育支援計画 〔支援機関一覧〕

令和〇〇年〇月〇〇日記入

氏名(性)	〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (〇)	生年月日	平成〇年〇月〇日	園名	〇〇〇〇園 (〇歳児)
保護者氏名	〇〇 〇〇	住所	〒000-0000 〇〇市 〇〇町 〇〇番地	電話	000-000-0000

	入園前	在園時
支援窓口	〇〇市 健康課	〇〇市 保育課 学校教育課
母子保健	1歳6か月児健康診査 (〇〇市保健センター) 3歳児健康診査 (〇〇市保健センター)	5歳児発達相談 (〇〇幼稚園)
医療・福祉	〇〇病院 (小児科) 担当: 〇〇〇〇 〇〇市保健センター 発達相談 (〇歳〇か月～月1回)	〇〇病院 (小児科) 担当: 〇〇〇〇 児童発達支援 (〇歳～週1回) (〇〇〇〇)
教育・保育	〇〇保育所 (〇歳〇か月入所) 担当 1歳児: 〇〇〇〇 2歳児: 〇〇〇〇	〇〇幼稚園 担任3歳児: 〇〇〇〇 4歳児: 〇〇〇〇 5歳児: 〇〇〇〇 〇〇特別支援学校 早期教育相談 (〇歳～月1回)
家庭	父、母	衣類整理 父、母
地域	図書館	図書館 親子〇〇教室

【出典】幼児期の「個別の指導計画」を作ろう(パンフレット)

【出典】幼児期の「個別の指導計画」等の参考様式  
【記入例】個別の教育支援計画〔支援機関一覧〕

- 外国人の乳幼児や海外から帰国した乳幼児など、文化的・言語的背景が異なる乳幼児の在園が増える中で、生活に必要な日本語の習得に困難のある乳幼児も増えているところであり、こうした日本語の習得に困難のある乳幼児の円滑な受け入れは喫緊の課題である。
- 現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、日本語の習得に困難のある乳幼児への対応に関して、一人一人の実態に応じた個別的な支援に関して記載されているところ。
- 一方、令和5年度に行った調査によると、日本語の習得に困難のある乳幼児などがいる園が約6割程度である中で、乳幼児に対し、母語を用いたあいさつや言葉掛けを行っている園は2割以下となっている。
- また、幼児教育施設では、小学校以上とは異なり、遊びを通じた総合的な指導を中心としていることから、乳幼児が特に支障なく園内で生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで、日本語の理解に課題がある場合もある。
- なお、日本語の習得に困難のある乳幼児は全国に在籍しているものの、長年受入れに取り組んできた地域があれば、近年少数の受入れがあるのみの地域もあり、また、在園する乳幼児の母語が同じである場合や複数ある場合など、地域・園によって状況が様々であることに留意が必要である。

- 文部科学省・こども家庭庁において、日本語の習得に困難のある乳幼児の受入れにおける基本的な考え方やQ & A、取組事例等を記載した資料や研修動画等 **参考資料③** を作成・HPに掲載している。各自治体・幼児教育施設が、研修で活用したり指導の充実の参考にしたりしやすくなるよう、一覧性のある分かりやすい情報提供・周知を図るべきではないか。
- 今後、本資料・研修動画等も参考に、施設類型を問わず、全ての幼児教育施設において、文化的・言語的背景の異なる乳幼児一人一人の日本語の習得状況や生活習慣などの実態に応じ、指導の工夫を組織的・計画的に行うとともに、園内での共通理解と小学校への引継ぎを図ることが必要ではないか。
- 指導の充実にあたっては、受容的な態度で臨み、母語での声掛けや母文化の遊びを取り入れるなど、乳幼児が安心して自己を発揮できる環境づくりが重要ではないか。
- その上で、乳幼児の発達を踏まえ、体系的な語学指導を行わない幼児教育施設においては、日本語の習得に困難のある乳幼児との日常的な関わりや言葉掛けにおいて、“日本語の力を育む視点”をもち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことが重要ではないか。  
※ ICTによる翻訳等については、園内における日常的な使用は日本語の力を育む機会が損なわれかねないことから、日本語の習得に困難のある乳幼児が安易に使用することは避けるべきではないか。
- 園が有する幼児教育の専門性と園外の機関が有する日本語指導等の専門性が相まって、一人一人の実態に応じた指導の充実が図られるよう、幼児教育センターによる支援、自治体の関係部局や関係機関との連携を一層促進すべきではないか。

## 〈目次〉

【本資料の作成に当たって】

### 1. 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方

### 2. 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ & A

#### (1) 受入れにおける配慮

- Q 1 入園相談で大切なことはありますか
- Q 2 外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方がよいことはありますか。
- Q 3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

#### (2) 指導における配慮

- Q 4 外国人幼児等の指導ではどのような配慮が必要ですか。
- Q 5 幼稚園での生活に戸惑いを感じている外国人幼児等に対して、どのような配慮が必要ですか。
- Q 6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。
- Q 7 外国人幼児等の母文化等について、教師はどのような姿勢で臨む必要がありますか。
- Q 8 外国人幼児等の健康管理ではどのような配慮が必要ですか。
- Q 9 日本人幼児と外国人幼児等との関わりでは、どのような配慮が必要ですか。
- Q 10 園内体制で留意することはありますか。

#### (3) 家庭との連携における配慮

- Q 11 保護者への対応で留意することはありますか。
- Q 12 保護者への連絡ではどのような配慮が必要ですか。

#### (4) 関係機関との連携における配慮

- Q 13 小学校以降の生活や学習との円滑な接続を踏まえ、幼稚園で配慮することはありませんか。
- Q 14 入学に当たって、小学校とはどのような情報共有が必要ですか。
- Q 15 外部の関係機関等との連携で留意することはありますか。

#### Q6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。

なかなかなじめない理由を考えてみる必要があります。外国人幼児等が何か話そうとすると、聞き返したり、正しい日本語を教えようとしたりして、正しい日本語を強いるような環境になっていないでしょうか。

外国人、日本人を問わず、幼児の発達は個々に異なります。他の幼児と比較して言語の獲得が遅れていると考えるのではなく、その幼児なりの発達や心の動きを受け止め、援助していく姿勢が大切です。例えば、幼児の言語を使った表現は、日本語、母語を問わずに曖昧で、要領を得ないことがあります。幼児が伝えたい気持ちを大切にすることで、幼児は教師等への信頼を深め、信頼する人と関わろうとする意識が高まっていきます。

外国人幼児等は、最初は、身振り手振りや母語で教師に気持ち等を伝えようとするかもしれません。その幼児なりのやり方を受け止めつつ、次第に日本語の使用場面を増やすことが考えられます。教師は、外国人幼児等に日本語で話をする際には、一緒に行動したり、身振り手振りを交えたり、イラストや写真を用いたりして、外国人幼児等が理解しやすい工夫をすることも考えられます。片付けなどの動きを伴うものは実際に教師が行動してみせたりするなど、視覚資料や身振り手振りの特質を踏まえて使い分けることも必要です。

外国人幼児等は、幼稚園での遊びや生活を通して、次第に日本語に親んでいきます。教師は、外国人幼児等に単語のみで話し掛ける段階から徐々に単語をつなげた文で話し掛けるようになっていきます。単語をつなげた文でも、単純な構造の短い文から複雑な構造の長い文へと次第に変わっていきます。例えば、「～は(名詞)です」からはじまり、「～は(動

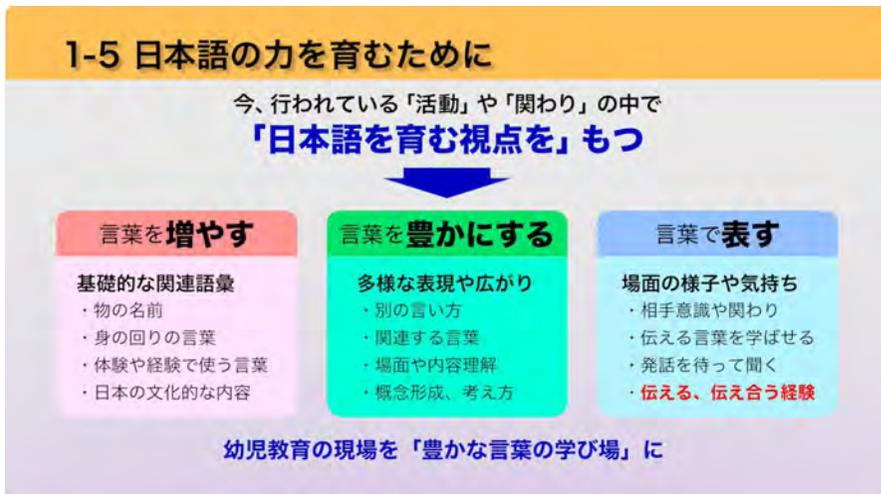
詞)します」、更には、誰と、どこで、どのようにといった要素を加え、複雑になっていきます。その際、助詞や副詞などの正しい使い方に留意して話し掛けるようにすることが大切です。また、外国人幼児等が間違った発音をした場合、訂正するのではなく、正しい発音で「〇〇のことね」とさりげなく正しい発音を繰り返すことも考えられます。特に、清音と濁音、直音と拗音、促音、長音などについては難しい場合があるので、留意が必要です。教師は、幼児にとって身近なモデルであり、教師の日々の言葉や行動する姿などが幼児の言動に大きく影響することを認識するとともに、幼児が幼稚園での生活を楽しみ安心して自己発揮することは、外国人、日本人を問わず、幼児の健やかな発達にとって重要なことも再確認しておく必要があります。

なお、今後、長期間にわたって日本で生活する場合、外国人幼児等は二言語を獲得しなければならない可能性があります。幼い時期に来日した子供は、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、保護者との関わりが難しくなる場合もあると言われています。そのため、幼稚園では日本語、家庭では母語といった対応が考えられます。しかし、幼稚園では日本語を話さなければならないと外国人幼児等が思い込むことで、自己発揮できなくなったり、幼稚園生活に不安を感じたりすることも考えられます。母語の使用が気持ちの安定に効果的な場合もあります。外国人幼児等の気持ちを受け止めながら、無理なく自然に日本語に親しんでいけるようにすることが大切です。

- ◆ 園内研修を進めるにあたって
- ◆ 基礎理論研修 言語・文化的に多様な背景を持つ子どもたちが共に過ごせる保育
- ◆ テーマ別研修 多文化共生の学級経営ー多様性を受け止め、育ち合う学級づくりー
- ◆ テーマ別研修：入園受入れ時の対応と保護者支援
- ◆ テーマ別研修：外国人幼児等の言葉を育むー小学校での生活や学習を意識してー
- ◆ テーマ別研修：実践事例から学ぶ園の特性に応じた保育ー園の実情に即した活用に向けてー

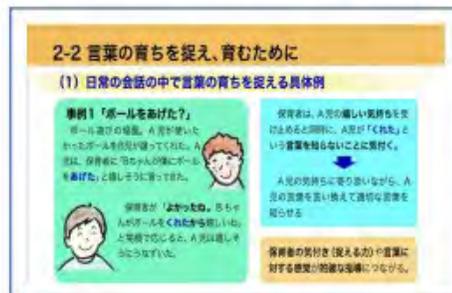
※各項目につき、研修動画、研修動画スライド資料、園内研修実施テキスト、園内研修実施ガイド、園内研修実施ワークシート等を作成

## 研修動画の例



## 園内研修実施テキストの例

### (1) 日常の会話の中で外国人幼児等が使っている言葉や対話から言葉の育ちを捉え、育む

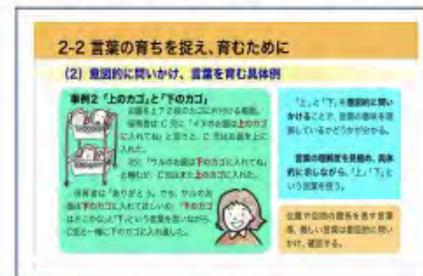


事例1では、「あげた」「くれた」と言う言葉に注目して取り上げています。保育者は日常会話の中で外国人幼児等が使っている日本語がその場の状況に適合していないときに、「あれ？間違っていて覚えているかな？」と気付くことがあります。幼児が伝えたいことはその場の流れの中で分かりますが、そのときに、事例のように言い換えるような表現で幼児の言葉を受け止めつつ、日本語の意味や使い

方を知らせていくという姿勢が大切です。

同様な事例ですが、ある園で、喉が渇いて、「お水を食いたい」と言った幼児がいました。このようなときに、保育者は「水を飲みたい」という意味であることを理解し、受け止めることが第一です。そして、幼児の気持ちを受け止めつつも、さりげなく、「お水が飲みたいのね」と日本語に置き換えて伝えるようにしていくと、徐々に幼児は「飲む」という言葉の意味や使い方を覚えていきます。

### (2) 意図的に問い掛けて、外国人幼児等の反応から言葉をどの程度理解しているかを確かめ、育む援助



保育の中で、保育者が「あれ？間違っていて覚えているかな？」と気付いた言葉を意図的に使って問い掛けてみると、その幼児の言葉の育ちを捉えやすいと思います。

事例2のように位置や空間を表す言葉は保育の中でたくさん使われていますが、幼児には分かりにくいとされている言葉です。問い掛ける場合は、このように幼児が緊張せずに、自分なりに受け答えができる場面がよいと思います。その際は以下の点に配慮して試してみてください。

## 目次

**はじめに**

1. 本事例集のねらい ..... 1
2. 本事例集の主な対象者と構成 ..... 1

**第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状**

1. 市区町村が抱えている課題 ..... 2
2. 保育所等が抱えている課題 ..... 5

**第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント**

1. 外国籍等の子どもとは ..... 7
2. 外国籍等の子どもにあたっての基本的な考え方 ..... 7
3. 外国籍等の子ども・保護者をとりまく課題と配慮のポイント ..... 8

**第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒業まで**

1. 外国籍等の子ども・保護者を受入れる際の流れの全体像 ..... 10
2. 受入れ場面ごとの取組事例 ..... 14

- (1) 入園申し込みまでの支援 ..... 14
- (2) 入園時の支援 ..... 14
- (3) 在園中の支援 ..... 14

- ① 体制整備 ..... 14
- ② 子どもへの配慮 ..... 14
- ③ 保護者への配慮 ..... 14

- (4) 卒業時の支援 ..... 14

**第4章 個別事例**

1. 神奈川県 横浜市 ..... 14
2. 岐阜県 美濃加茂市 ..... 14

**第5章 お役立ちツール集**

1. 外国籍等の子ども・保護者の支援に関するリンク集 ..... 14
2. 各自治体のツール例 ..... 14

### <イラスト付きのお知らせ>

ひまわり組 祖便り (H28.10.27)

いよいよあと10日くらいで遠足です!!  
 じゅんじゅんよ! わてわて... びきびき...  
 初めての遠足。準備は万全にしたいです。準備は万全にしたいです。

リュックにしれたか? (リュックにしれたか?)

お弁当 (お弁当)

お水筒 (お水筒)

お洋服 (お洋服)

お道具 (お道具)

バス (BUS)

8:15には保育園を出发します!!

遠足やお弁当の文化がない国の保護者にも伝わるよう、イラストでわかりやすく説明をしています

### (3) わかりやすい日本語やイラスト等の使用

- ① 実物やイラストでわかりやすく説明【保育所等】  
 P.30で詳しく紹介  
 遠足の準備など、外国籍等の保護者にはなじみがなく、日本語だけでは説明が難しい場合には、リュックサックや水筒、お弁当の実物をみせながら説明している。また、遠足のおしりなど、手書きイラスト付のお便りを作成・配付している。
- ② 写真を用いた説明【保育所等】  
 手洗いや登園時の子どもたちの準備・決まりごと等は、写真を用いて説明する等の工夫をしている。

### <写真による手洗いの説明>



(出所) 事例団体提供資料



# 參考資料

# 特別支援教育コーディネーターについて

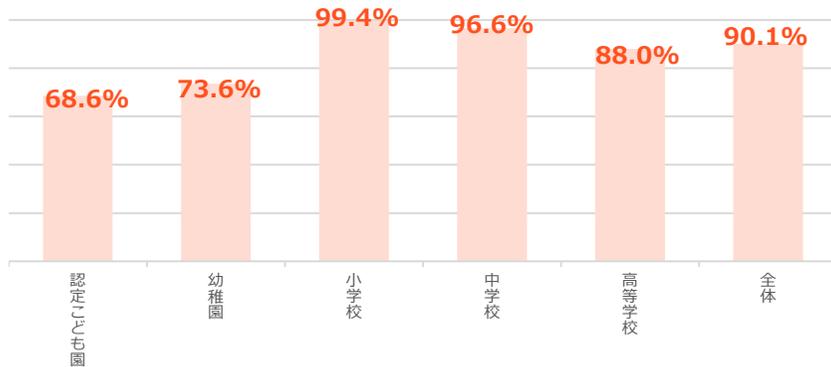
特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、**校内委員会において中心的な役割を果たす**と共に、外部の専門家や関係機関との連絡調整や**保護者からの相談窓口など広範な任務を担う。**

**小中高等学校においても特別支援教育を必要とする児童生徒が増加する中、特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図る必要**があり、各学校においては**校長のリーダーシップの下に、特別支援教育コーディネーターについて、**

- ・ **相応しい教師を適切に指名し、校務分掌に明確に位置付けること、**
  - ・ **その役割を校内委員会において十分に果たせる体制を整備すること、**
- が求められる。

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月13日）  
「『特別支援教育体制整備状況調査』及び『通級による指導実施状況調査』の結果について（周知）」（令和6年9月6日）

## 特別支援教育コーディネーターの指名率 （国公私計）



（出典）令和5年度特別支援教育体制整備状況調査

⇒ 特別支援教育コーディネーターの指名について、依然として高等学校や幼保連携型認定こども園、幼稚園においては取組が十分でない。

また、校内委員会の機能が十分に発揮されていないなどの状況が指摘されている中、**校長のリーダーシップの下に、特別支援教育コーディネーターを核として、全教職員として組織的に対応する体制の確立を図る必要。**

## 主務教諭の職の設置と 特別支援教育コーディネーター

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（令和7年9月26日付）

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び**校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うもの**であり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や**特別支援教育に関する連絡調整**などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、**教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。**

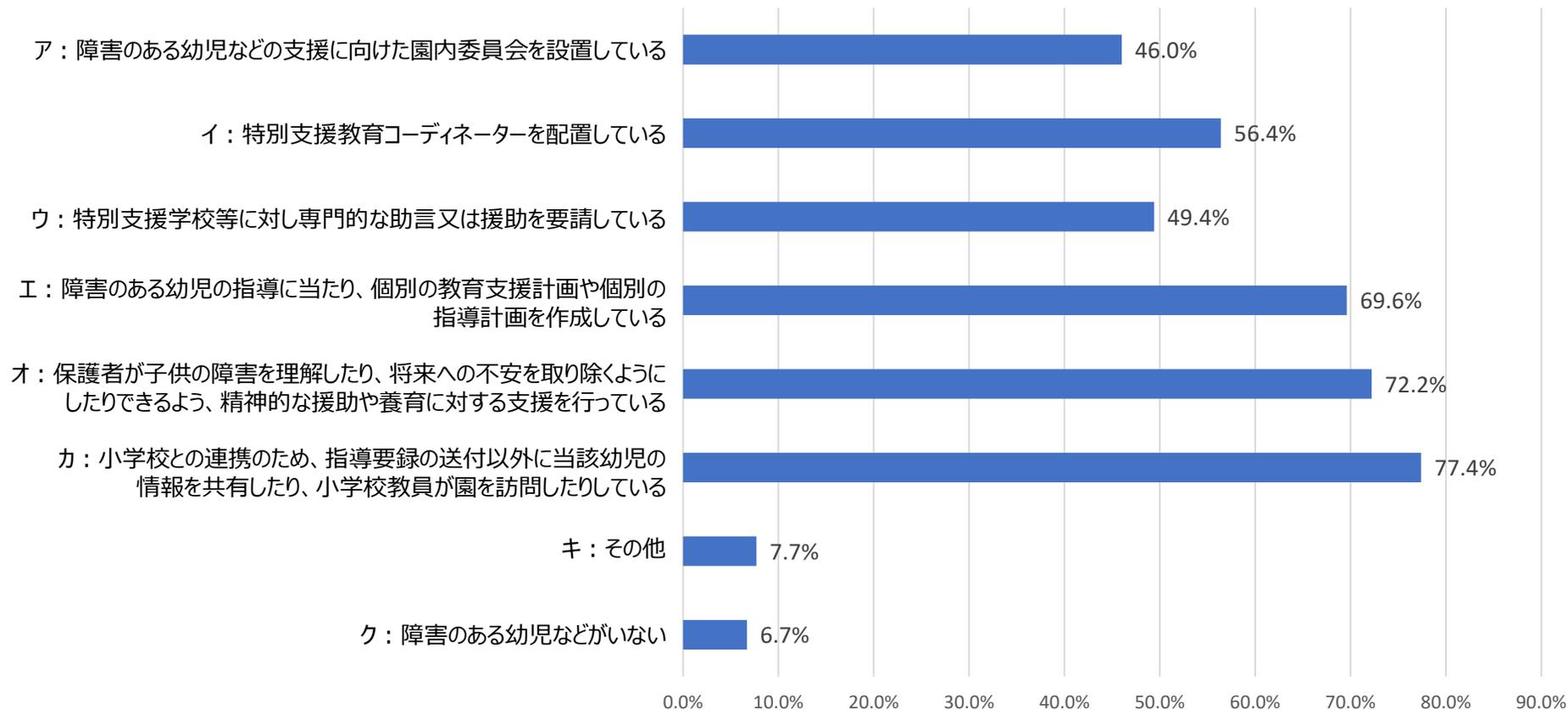
⇒ 特別支援教育コーディネーターには、**今般の給特法等一部改正法で新設された主務教諭の職も有効に活用しながら、その任務を担う上で相応しい教師を適切に指名する必要。**

# 障害のある幼児等に関する取組状況（幼稚園）

出典：令和6年度幼稚園における教育活動の実施状況調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

## 幼稚園



※1 母数：731

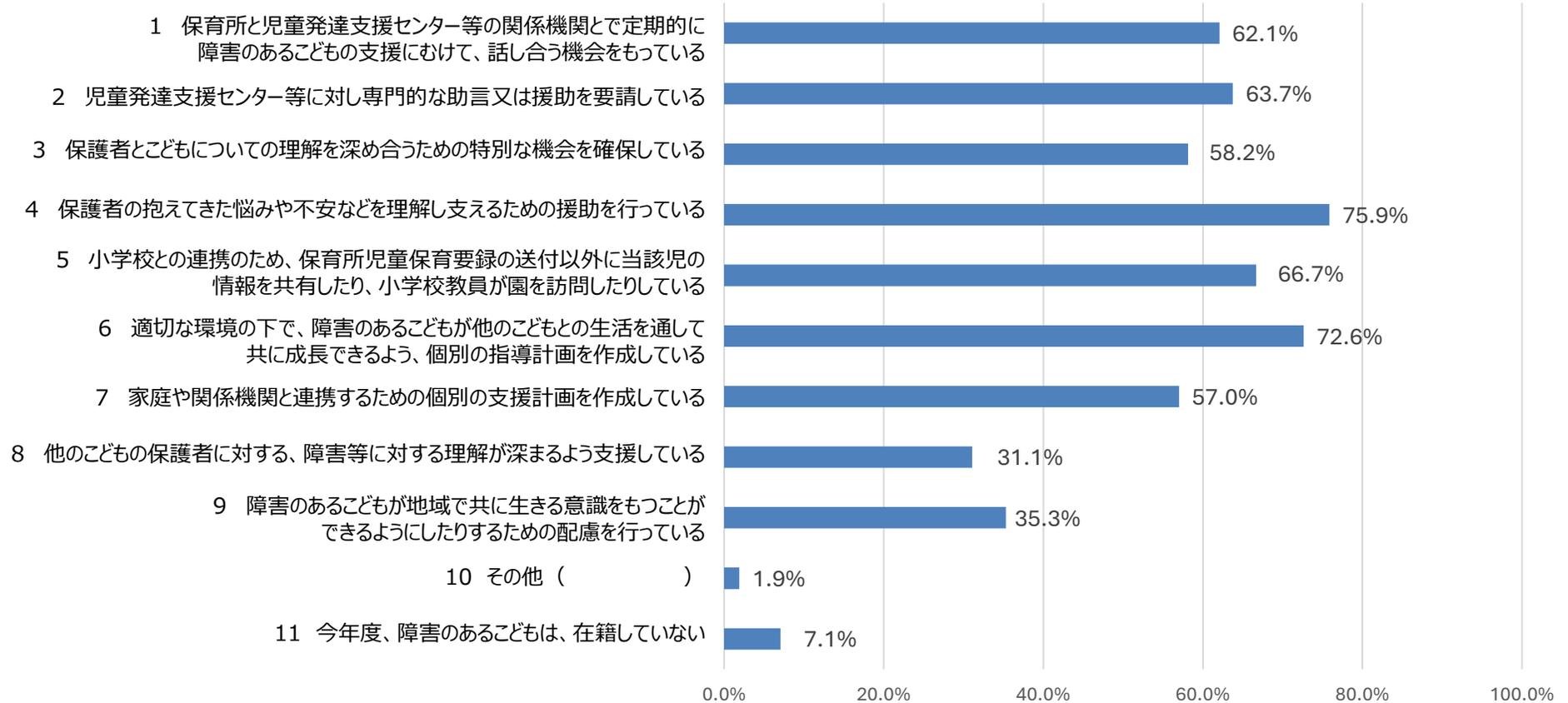
※2 複数回答

# 障害のある幼児等に関する取組状況（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

## 保育所



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

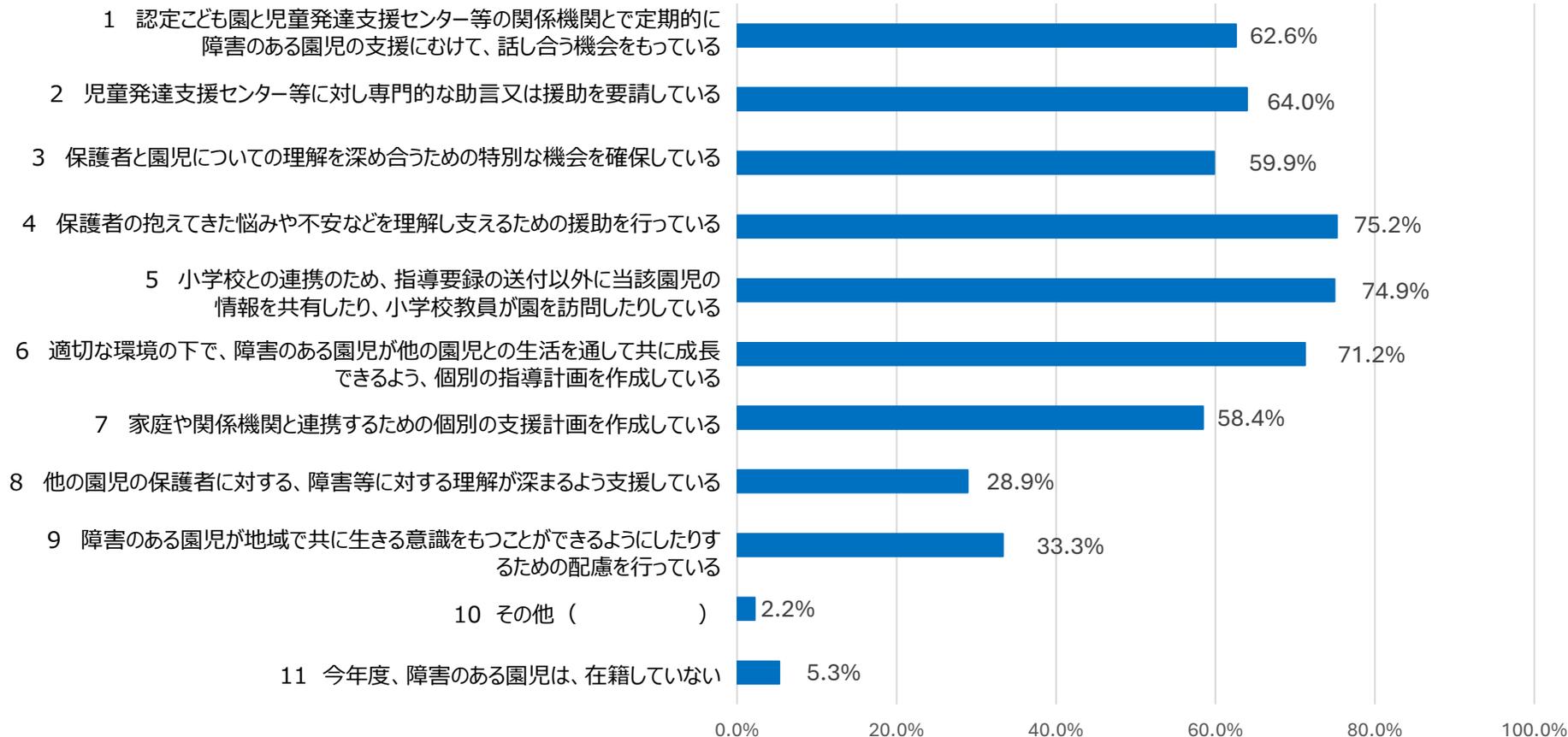
※2 複数回答

# 障害のある幼児等に関する取組状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

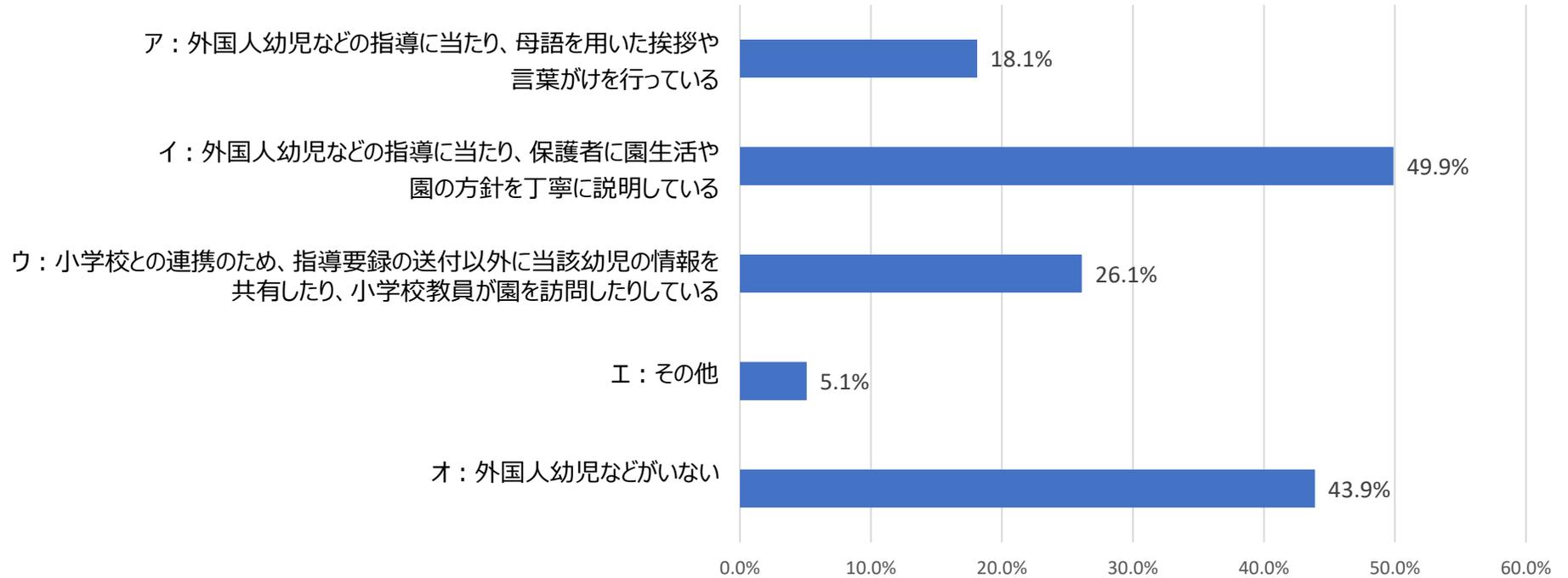
## 認定こども園



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 複数回答

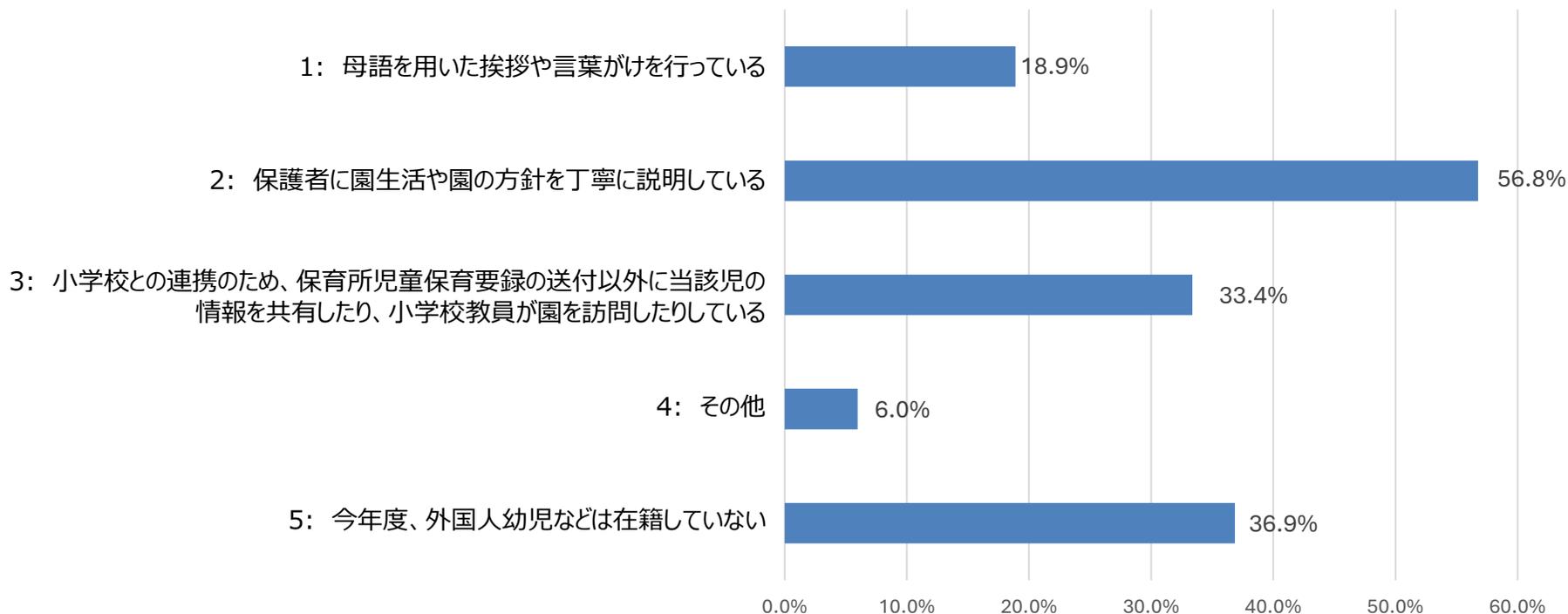
## 幼稚園



※1 母数：731

※2 複数回答

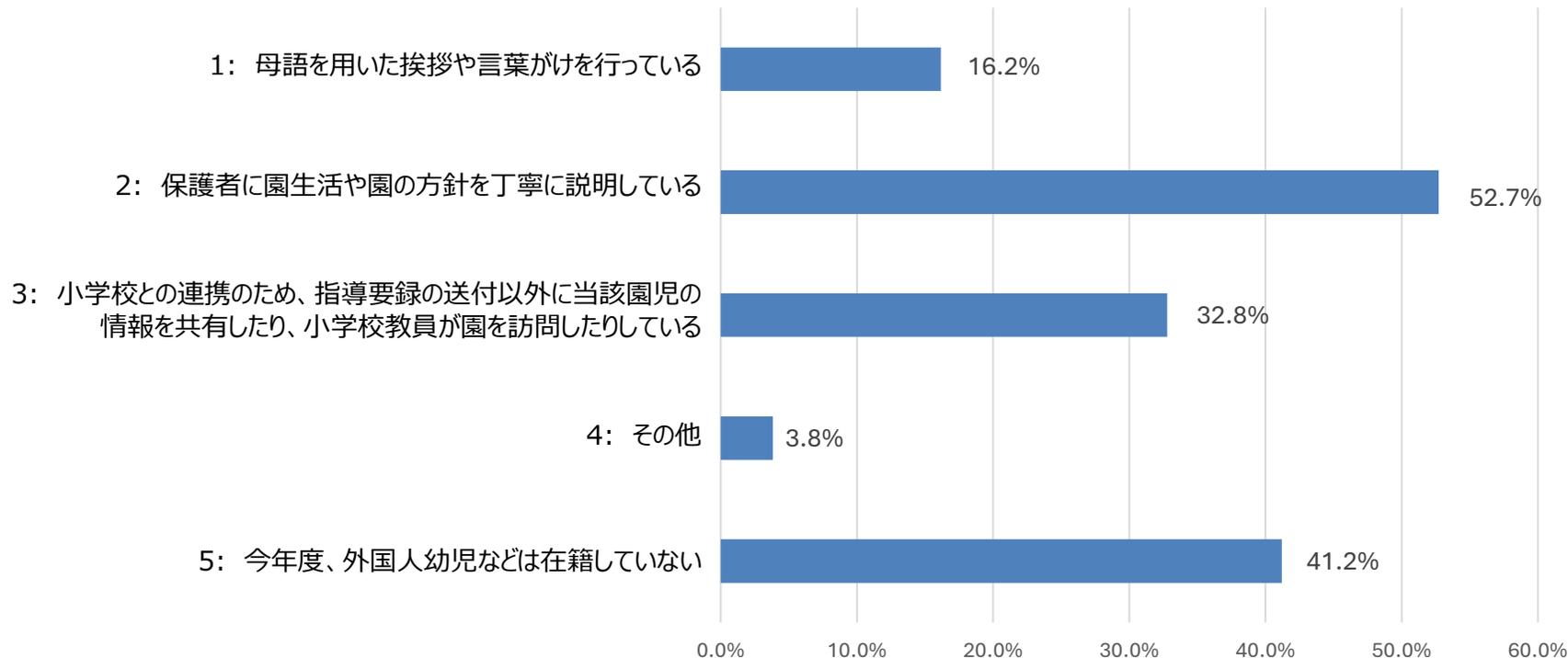
## 保 育 所



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 複数回答

## 認定こども園



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 複数回答